

海洋投入処分の継続が予想される品目等のわが国における
判定基準の設定状況と追加設定の必要性に関する検討

96 年議定書・WAG の規定		わが国の現行海洋投入処分制度		96 年議定書を締結するために判定基準を追加設定する必要性の有無 ¹
附属書 に列挙された海洋投入処分を考慮することができる品目	行動基準適用の必要性 (品目 WAG 上に除外規定がある場合には不要)	今後も海洋投入処分が継続することが予想される品目 (附属書に対応して整理)	現状での判定基準の設定状況	
1. しゅんせつ物	必要	水底土砂	設定あり	
2. 下水汚泥	必要	公共下水汚泥	設定されていない 但し、油分につき検液 1l につき 50 mg 以下で油膜を生じないこと	○ ただし、今後速やかに海洋投入処分が中止されれば、判定基準の設定は必要ないものと考えられる。
		し尿・し尿浄化槽汚泥	設定されていない	○
3. 魚類残さ又は魚類の産業上の加工作業によって生じる物質	不要 ただし、養殖で使われた化学物質が残っている可能性のある場合、何らかの化学処理をうけた魚類残さである場合には必要	動植物性残さ (魚類加工かす)	設定されていない 但し、油膜を生じないこと	× 現時点では海洋投入処分の実績は報告されておらず、今後の許可対象とならない。
4. 船舶及びプラットフォームその他の人工海洋構築物	必要 ²	(船舶)	—	—
5. 不活性な無機性の地質学的物質	不要 (物理的影響のみであるため) ³	赤泥、建設汚泥	設定あり 油分につき検液 1l につき 15 mg 以下	—
6. 天然に由来する有機物質 ⁵	不要 ただし、製造状況によって、保存剤や処理剤を含む有害物質による尋常でない汚染が疑われる場合には必要	動植物性残さ	設定されていない 但し油膜を生じないこと	× 現在海洋投入処分されているものは、梅干加工残渣とみかん缶詰加工残渣であり、今後もこれらだけであれば適用の必要はないものと考えられる。
		家畜ふん尿	設定されていない 但し浮遊性きょう雑物を除去すること	× ⁴

網掛けの三品目も 96 年議定書国内発効時に処分が廃止されていない可能性があるため対象とした。

1 ; ○ ; 品目 WAG から考えて設定は不可欠 × ; 原則不要であるが、品目区分等によっては必要

2 ; 船舶及びプラットフォームには行動基準は適用されないが、海洋投棄する場合には危険性のある全ての装置や付属品等を全て除去することになっている。

3 ; 地質学的物質の品目 WAG での行動基準の扱いは、ロンドン条約第 27 回科学者会議 (2004 年 5 月) 以降、適用を含めて見直される可能性がある。

4 ; 品目によっては女性ホルモン、農薬・医薬品の残留について留意を要するとの指摘もあり

5 ; 現在は、有機性汚泥・廃酸・廃アルカリがこの品目に該当するものとして処分されているが、廃止見込みとなっている (判定基準は既に設定されている)

なお、附属書 は、上記 1. ~ 6. の他に、海洋投棄以外の処分が物理的に困難な地域 (小島等) で発生する鉄、コンテナ等から構成される物質について、海洋投入処分を考慮し得る廃棄物品目として定めているが、わが国では想定されないことから上記表中からは割愛した。